

## 社会福祉法人上越市社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人上越市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、本会会員会費規程第3条第2項第3号に定める団体会員への特典として、本会が保有するホームページにおけるバナー広告掲載に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載範囲)

第2条 本会ホームページに広告を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (4) 人権を侵害、又は侵害するおそれのあるもの
  - ア 人種、信条、性別等による差別にあたるもの
  - イ 誹謗、中傷、排斥等により他人の名誉を毀損するもの
- (5) 青少年保護及び消費者保護の観点から適切でないもの
  - ア 水着姿、裸体姿その他青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - イ 暴力的描写、残酷な描写その他青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - ウ 犯罪、暴力、賭博、麻薬の摂取等の行為を肯定し、又は美化する表現により、青少年の身体、精神又は教育に有害となるおそれのあるもの
  - エ たばこに関するもの
  - オ ばちんこ、キャバレーその他風俗営業に該当する営業に関するもの
  - カ 競輪、競馬、ギャンブルに関するもの
  - キ 未成年者のアルコールを誘導するもの
  - ク 虚偽内容の表示、射幸心を助長する表現、誇大な表現等により消費者に被害を与えるおそれのあるもの
    - ・「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」
    - ・「世界一」「一番安い」
    - ・「どんどん買います」「何でも買います」
    - ・「どこよりも安い」
    - ・「どこよりも優れている」「合格率No.1」

※これらの表現は、それを実証できる実績等も合わせて掲載するか、誤解のない表現に変更すること
- ケ 消費者を惑わせ、又は消費者に不安を与えるおそれのある非科学的又は迷信に関

するもの

コ 貸金業に関するもの

サ 整体院、エステティックその他国家資格に基づかない人が行う療法等に関するもの

シ 興信所、探偵事務所の業に関するもの

(6) 意見広告に関するもの

ア 政治、経済、文化その他の諸問題に関して支持し、又は反対する意見、主義、見解、評論、問題提起等に関するもの

(7) その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

ア 代表者の所在が不明であること、その他責任の所在が不明確であるもの

イ 期間限定等の広告の有効期間を明記することにより、広告掲載期間からみて不適当なもの

ウ 本会が広告の対象を推薦しているかの誤解を与えるもの

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) サイズ 縦50ピクセル×横224ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメーションGIF不可、透過GIF不可)、JPEG、PNG(透過不可)

(3) 容量 100KB以内

(4) その他 アニメーション、ロールオーバーその他画像が変化するものは不可

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページで本会が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、次のとおりとする。

会費の納入口数(金額)	掲載期間
10口(10,000円)	3か月
15口(15,000円)	6か月
25口(25,000円)	1年

2 掲載期間は、原則として月の初日を広告の掲載開始日として引き続く月数とする。

(広告掲載の申込)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下、「申請者」という)は、ホームページバナー広告掲載申込書(様式1。以下「申込書」という)に広告案(電子媒体データ)を添えて本会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 本会は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

2 本会は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果についてホームページバナー広告掲載決定通知書(様式2)により、申請者に通知するものとする。

3 広告掲載希望が掲載枠を超えた場合は、先着順とする。

(掲載広告の取消し)

第8条 本会は、次に掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する日までに会費の納入がないとき
- (2) 広告主又は広告内容が不相当と判断したとき
- (3) その他会長が必要と認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第9条 広告主は、広告掲載の取下げを申し出ることができる。ただし、会費は還付しないものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

様式1 (第6条関係)

上越市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載申込書

令和 年 月 日

(宛先) 上越市社会福祉協議会長

広告を掲載したいので、上越市社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱第6条の規定により、広告案(電子媒体データ)を添えて申し込みます。

申 込 者	住 所	〒
	団 体 名	
	代表者氏名	⑩
	担 当 者	
	連 絡 先	電話番号: FAX番号: E-mail:
	事業の概要	
	広 告 案	
	ホームページ アドレス	http://
掲 載 希望月	※ 希望期間に○を付けてください。 ・ 3か月 (    月～    月)                      ・ 6か月 (    月～    月) ・ 1 年 (    月～    月)	

※この申込書は、広告掲載に関する業務以外には利用しません。

様式2（第7条関係）

令和 年 月 日

様

社会福祉法人上越市社会福祉協議会  
会 長 橋 本 眞 孝 ㊟

上越市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付で申込みのあった本会ホームページへの広告掲載について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します	掲載期間	令和 年 月から 令和 年 月まで ( か月)
		リンク先	http://
	※ 掲載に当たっては、本会ホームページ広告掲載要綱の内容を 順守してください。		
	<input type="checkbox"/> 掲載しません	※ 理 由	